

## 大泉町ネーミングライツパートナー募集要項

この募集要項は、以下の公共施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する企業に関する募集方法等を定めたものです。

### 1 ネーミングライツ事業の目的

ネーミングライツ事業は、本町と民間事業者等の契約により、民間事業者等に施設等の愛称を付与する権利を与え、町がその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）として、金銭を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業です。

ネーミングライツを民間事業者等に付与することを通じて、公民連携による施設等の魅力向上や地域の活性化を推進するとともに、施設運営等に係る新たな財源を確保し、本町の財政の健全化に寄与することを目的とします。

### 2 対象施設

施設名、所在地、ホームページURL	ネーミング ライツ料 (年額)	契約 期間	指定 管理 施設
いずみ総合公園 町民体育館 群馬県邑楽郡大泉町仙石三丁目2番1号 <a href="https://www.bunkamura.or.jp/sports/html/ss_izumi_taiikukan.html">https://www.bunkamura.or.jp/sports/html/ss_izumi_taiikukan.html</a>	100万円以上	4年以上	○

※ネーミングライツ料は、町が希望する金額で、消費税及び地方消費税を除く金額です。希望金額未満でも応募することができます。

※ネーミングライツの期間（施設に愛称を付与する期間）は、協議により決定します。

※契約期間中のネーミングライツ料については、毎年度一年分を町が指定する日までに一括で納入していただきます。年度の途中での契約については月割りで計算をし一括で納入していただきます。

### 3 募集概要

#### (1) 愛称付与の条件

- ①町民や施設利用者に親しまれ、町民の理解が得られる愛称であることとします。
- ②町民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできないこととします。
- ③愛称が定着するまで、当分の間、条例上の名称を併記する場合があります。

#### (2) 使用できない愛称

- ①法律等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ③政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- ④公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑤公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑥その他、愛称として使用することが適当でないと思われるもの

### (3) 命名権の範囲

#### ①看板への表示

町と協議して愛称を表示する広告物を設置することができます。ただし、設置箇所によっては、群馬県屋外広告物条例及び同施行規則の適用を受け、設置許可申請が必要となる場合があります。

②ネーミングライツパートナーが発行する出版物や自社のホームページなどで、ネーミングライツパートナーであることを広報することができます。

③町の広報紙やホームページ、指定管理者による配布物などにおける施設等名称は、愛称の使用を基本とします。

### (4) 費用負担区分

ネーミングライツ料とは別に愛称の表示に伴い発生する費用負担は、原則、次のとおりです。

①対象施設等の建物・敷地内外サイン（愛称看板等）の新設および変更に伴う費用はネーミングライツパートナーの負担となります。

②道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議のうえ変更可能な表示について、ネーミングライツパートナーが施工するものとします。

③契約期間終了後の原状回復に要する費用は、契約期間終了前にネーミングライツパートナーの負担と責任において原状回復していただきます。

④施設ホームページ内の名称等は町又は指定管理者が変更するものとします。

⑤施設パンフレット等の印刷物の変更は、町又は指定管理者の負担としますが、契約締結後に新規作成する印刷物を対象とします。

区分	町（指定管理者含）	ネーミングライツパートナー
対象施設等の建物・敷地内外サイン（愛称看板等）の新設および変更（設計、工事、維持管理を含む。）		○
愛称使用期間終了後の原状回復		○
施設HPおよびパンフレット等の表示変更	○	

### (5) 愛称表示以外のネーミングライツパートナー特典

①施設等への愛称表示のほか、ネーミングライツパートナー特典を設定しています。（別紙のとおり）。このほかにも希望されるネーミングライツパートナー特典があれば、ご提案ください。

②ネーミングライツパートナー特典の権利は、第3者への譲渡等はできません。

### (6) 応募資格

応募資格を有する者は、法人、事業を営んでいる個人又はそれらにより構成された団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

①法令等に違反している者

②風俗営業等を営む者

③貸金業を営む者

④インターネット異性紹介事業を営む者

- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの関係者
- ⑥民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続中の者又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続中の者
- ⑦行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- ⑧本町の町税等を滞納している者
- ⑨指定管理者制度導入施設にあっては、ネーミングライツ導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、ネーミングライツ導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く。
- ⑩その他、広告掲載を行う者として適当でないと認められるもの

#### (7) 応募に際しての留意事項

- ①必要に応じて追加書類を求めることがあります。
- ②提出された申請書等は、選定する以外に無断で使用しないものとします。
- ③提出された申請書等の変更、差替え、再提出及び返却には応じられません。
- ④情報公開請求があった場合は、大泉町情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑤法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は申請者が負うこととなります。
- ⑥申請者は同一の施設において複数の申請を行うことはできません。
- ⑦応募に関し必要な費用は、申請者の負担となります。

## 4 応募方法

### (1) 募集期間

令和6年2月9日(金)から随時申請を受け付け。

申請を受理した後は、町ホームページで応募があった旨を概ね1ヶ月間告知し、告知期間満了後は募集を停止します。その後、大泉町広告等審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を開催し、優先交渉者を選定します。

### (2) 提出書類

申込先まで次の書類を郵送又は持参にて提出してください。

また町ホームページよりオンライン申請をすることもできます。

- ・ネーミングライツ事業実施申込書(様式第1号)
- ・法人の概要を記載した書類
- ・定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ・法人の登記事項証明
- ・直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書
- ・直近1事業年度分の納税証明書(国税、都道府県税、市町村税を滞納していないことを証明する書類)

※郵送又は持参の場合は、町ホームページより申込書をダウンロードしてお申し込みください。

### (3) 提出部数

正本1部、副本1部(副本はコピー可)

#### (4) 提出方法

- ①提出書類を作成の上、申込先（別紙のとおり）に持参又は郵送により提出してください。
- ②郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法により提出してください。

#### (5) 問い合わせ

問い合わせ先は、別紙のとおりです。

なお、募集期間中及び募集締切後であっても、応募の有無、他社の申請内容等の問い合わせについては、お答えすることはできません。

### 5 審査方法

#### (1) 審査

審査委員会において、選定の審査を行います。

#### (2) 優先交渉者の選定

審査委員会において、提出のあった申込書および添付書類に基づき、応募者、愛称、ネーミングライツ料、地域貢献等の実績を総合的に審査し、優先交渉者を選定します。応募が1者のみの場合も、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

#### (3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②提出書類に不備がある場合
- ③愛称使用に係る条件、応募資格に違反している場合
- ④その他不正行為があった場合

#### (4) 選考結果の決定及び公表

全ての応募者に対して、選定の結果について速やかに理由を付して文書で回答することとします。

また、選定結果については、町ホームページで公表します。

なお、選定されなかった者については、公表しないこととします。

#### (5) 協議及び契約

町は、選定者と速やかにネーミングライツの実施に関する協議を行い、協議が整った場合は、ネーミングライツパートナーとして決定し契約を締結します。契約締結後、速やかに当該団体の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等の公表を行います。

なお、契約に至らなかった場合、次点以下の交渉順位に沿って契約締結に向けた協議を行います。

### 6 その他

本要項により難いと判断される事項の取扱いについて、別途協議等をさせていただくことがあります。

## 別紙

施設名	いずみ総合公園 町民体育館
所在地	群馬県邑楽郡大泉町仙石三丁目22番1号
設置目的	町民のスポーツ活動及びレクリエーション活動を推進し、町民の交流及び明るく健康的な生活の充実を図ることを目的に設置された施設です。
ホームページ	<a href="https://www.bunkamura.or.jp/sports/html/ss_izumi_taiikukan.html">https://www.bunkamura.or.jp/sports/html/ss_izumi_taiikukan.html</a>
希望ネーミングライツ料 (年額)	100万円以上(消費税及び地方消費税を除く)
希望契約期間	4年以上
施設概要	<p>①建築年：昭和55年10月          ②敷地：いずみ総合公園内          ③延床面積：5,308.72㎡          ④構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建          ⑤施設概要：          ・アリーナ面積1,794㎡          (バレー、バスケット、バドミントン等)          ・サブアリーナ          ・トレーニング室          ・ランニングトラック          ⑥施設管理者：          ・町民体育館指定管理者：公益財団法人大泉町スポーツ文化          振興事業団(群馬県邑楽郡大泉町)          ・指定管理期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで          (5年間)</p>
	<p>年間利用者数：96,839人(令和元年度実績)          主なイベント          ・各種健康教室          ・スポーツ普及事業          ・各種スポーツ大会</p>
愛称使用に係る条件	「いずみ総合公園 ○○○○ 大泉町民体育館」 ○○○○部分について愛称を付与して下さい。 ※その他、募集要項3(1)を条件とします。
愛称看板等の設置箇所	正面玄関など ※設置箇所、大きさ・デザインなどは町と協議を行う
ネーミングライツ パートナー 企業の特典	<p>①代表者へのインタビューを広報紙へ掲載          (応募の動機、地域貢献への考え方などについてPRが可能)          ②ネーミングライツパートナーが扱う商品やパンフレット等を展示できるスペースを確保(展示するための什器はご用意下さい)          (商品等の販売は不可)          ③施設ホームページにネーミングライツパートナーのバナーを掲載</p>
その他	
問い合わせ先 申込先	大泉町役場 都市建設部 公園下水道課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 (持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日は除く)までの8時30分から17時15分まで。)